

## 7. 地方消費税交付金に係る社会保障関連費用への充当

平成26年4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率については消費税率の1%から1.7%に引き上げられました。また、平成31年10月から予定されている消費税率8%から10%への引き上げに伴い、地方消費税率は現行から2.2%に引き上げられる予定となっています。

消費税率引上げにかかる地方消費税収については、「社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費」に充てることとされています。

### 【歳入】

地方消費税交付金	422,063 千円
うち社会保障財源化分	232,135 千円

### 【歳出】

社会保障施策に要する経費	2,596,554 千円
うち一般財源	813,515 千円

※平成31年度地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分を財源とする主な社会保障関連事業は下表のとおりです。

(単位:千円)

主な事業	費目	事業費	財源内訳					事業内容
			国庫支出金	県支出金	分担金	その他	一般財源	
社会福祉	障がい者自立支援給付費	508,000	254,000	127,000	0	0	127,000	計画相談支援に基づき、障がい者(児)の日常生活に必要な障がい福祉サービスについて一部給付を行う。
	重度心身障がい者医療費	55,581	0	27,746	0	0	27,835	重度障がい者の医療費(薬代含む)を助成し、継続的かつ安定的な医療機会の確保を行う。
老人福祉	養護老人ホーム措置費	143,356	0	0	19,380	0	123,976	老人の生活安定及び福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき要措置者の適正な養護を行う。
児童福祉	施設型給付費	1,790,657	801,533	425,963	76,585	12,000	474,576	認可保育所及び認定こども園に対する運営費補助金。就学前の乳幼児に関する保育・教育等の総合的な提供を推進する。H31年10月から保育料無償化となる。
	子ども医療費	96,110	0	28,832	0	10,000	57,278	小学校就学前の乳幼児に対する保険診療分の医療費を助成することで、充実した子育て支援を図る。H30年10月から助成対象を小学生の外来・薬局及び中学生の入院まで拡充した。
保健衛生	特定不妊治療費助成	2,850	0	0	0	0	2,850	体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成。妊娠を希望する人の経済的負担の軽減を図る。
合計		2,596,554	1,055,533	609,541	95,965	22,000	813,515	